

## 河北町芸術文化大会出場激励金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、日頃の芸術文化活動の成果として全国規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場する者に予算の範囲内で激励金を支給することにより、本町の芸術文化活動の振興を図ることを目的とする。

### (対象となる芸術文化)

第2条 激励金の対象となる芸術文化は、次のとおりとする。

(1) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する次に掲げるもの

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（イに規定するメディア芸術を除く。）

イ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）

ウ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）

エ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））

オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）

カ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

(2) その他町長が適当と認めるもの

### (対象大会)

第3条 支給の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、同一期間、又は同一大会要項等で開催される大会は、同一大会とみなす。

(1) 文部科学省又は文化庁が主催又は共催若しくは後援する大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会

(2) 国及び地方公共団体その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）、新聞社等が主催する大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会

(3) 国民文化祭及び全国高等学校文化祭の構成事業として、全国的に公募する大会

(4) 全国高等学校長協会、公益財団法人全国商業高等学校長協会、公益社団法人全国工業高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、全国農業高等学校長協会等

が主催する全国規模以上の大会

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を支給しない。

(1) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募、その他次条に定める対象者が大会の開催地に行くことなく出場できるとき。

(2) 応募者の全てが出場できるとき。

(3) 交流、親睦等を図ることのみを主な目的とするとき。

(対象者)

第4条 支給の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、大会の出場分野を生業としている者は、除く。

(1) 大会の開催初日（以下「大会初日」という。）において、町内に住所を有し、かつ、居住する者

(2) 大会初日において、本町の義務教育課程に在籍したことがある町内に住所を有しない学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍する者）で、その保護者又はこれに代わる者（以下「保護者等」という。）が町内に住所を有し、かつ、居住する者

(激励金の額)

第5条 激励金の支給額は、1万円とし、同一大会につき1回の支給を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(支給申請)

第6条 激励金の支給を受けようとする者（その者が未成年であるときは、その者の保護者等とする。以下「申請者」という。）は、大会出場決定から大会終了後おおむね1か月以内又は大会に出場することが決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、河北町芸術文化大会出場激励金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を添えて町長に提出するものとする。ただし、大会の出場前に支給を受けようとするときは、河北町芸術文化大会出場激励金結果報告書（様式第2号）及び大会の結果が確認できる書類の写しを大会終了後に提出するものとする。

(1) 出場資格獲得が確認できる書類の写し（予選大会の要項及び予選結果等）

(2) 出場する大会の要項等

- (3) 大会出場が確認できる書類の写し（大会申込書等）
  - (4) 河北町芸術文化大会出場激励金結果報告書（様式第2号）
  - (5) 大会の結果が確認できる書類の写し
  - (6) 振込先口座の口座番号、名義人氏名が確認できる通帳の写し
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- （支給決定）

第7条 前条の規定による申請があった場合において、町長はその内容を審査し、激励金の支給が適当と認めるときは、当該申請者の指定する口座に激励金を振り込むものとし、振込をもって支給の決定とする。

（支給金の返還）

第8条 町長は、激励金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した激励金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により激励金の支給を受けたとき。
- (2) 激励金の支給対象大会が開催されなくなったとき。
- (3) 大会の出場を辞退又は棄権したとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

（電磁的記録による作成及び提出）

第9条 この規程の規定により作成することとされている申請書等については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 この規程の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

3 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。